

## 令和8年度介護の仕事 in Miyazaki 魅力PR事業業務委託仕様書

### 1 委託業務の目的

少子高齢化が進展し、今後ますます増大する介護ニーズに対応していくため、県内の介護人材の確保が喫緊の課題となっている。

本業務は、海外において、宮崎県で介護職員として働くことの魅力をPRすることにより、宮崎県で働くことを希望する外国人材の拡大を目的とする。

### 2 委託業務について

#### (1) 概要

海外で介護を学んでいる学生等に対し、県内介護事業者と連携し、宮崎県で介護職員として働くことの魅力等をPRする。なお、事業の企画、広報周知及び運営等、事業実施に係る一切の業務を行うこととし、県はこれを支援するものとする。

なお、PR事業を実施する対象地域については、原則として、インドネシア（ジャカルタ市を除く）とし、宮崎県と協議の上、決定する。

#### (2) 業務内容

##### ①事業の周知及び連携する介護事業者の募集

(ア) 事業周知は、メール、チラシの頒布及びその他の有効と考えられる方法により行うこと。

(イ) 介護事業者は県内に事業所を持つ介護保険指定事業者のうち、特定技能外国人の受入対象となっている介護サービスを行う事業者とする（上限5事業者。上限を超える応募があった場合は、県と協議を行うこと。）。

介護事業者のデータは、本事業のみでの活用を前提に、県が提供する。

(ウ) 連携する介護事業者が決まり次第、随時県に報告すること。

(エ) 介護事業者を募集する際、県が実施する「介護の仕事 in Miyazaki 魅力PR事業」にて交付する補助金の活用が可能である旨を周知すること。

##### ②宮崎で介護職員として働くことの魅力PR

以下の内容を基本とし、県と協議の上で内容を決定する。

(ア) 海外の送り出し機関等に掲示するポスターの作成・送付（翻訳含む）を行う。

(イ) 連携介護事業者を紹介する資料の作成（翻訳含む）を行う。作成に当たっては、介護事業者に聞き取り等を行い、介護事業所の所在地、外国人介護人材受入環境の整備状況、福利厚生その他介護事業所の魅力等を記載すること。

(ウ) 宮崎県の観光と介護現場のPR動画（4分程度）を作成（翻訳含む）し、SNS等を用いて広く発信すること。PR動画には、以下の内容を盛り込み、宮崎において介護職員として働くことのイメージがつかめる内容とすること。

- ・宮崎での生活にかかる費用
- ・業務内容
- ・その他、宮崎で介護職員として働くことの魅力

(イ) 海外の送り出し機関等においてPRを実施する。連携する介護事業所とともに送り出し機関等を訪問し、(イ)及び(ウ)を用いて、魅力発信を行う。その際、現地学生により詳細な情報が伝わるよう、現地学生等との意見交換の時間を設けるなど工夫すること。

③宮崎県職員及び介護事業者の渡航時における当日通訳の配置等

通訳の配置（1名以上）及び当日のアテンドを行うこと。なお、アテンド業務には、現地での参加者と事務局（受託者）の連絡手段の確保及び緊急時の対応を含むものとする。

### 3 業務報告及び成果品

#### （1）業務完了報告書

受託者は、委託業務を完了したときは、委託期間中に実施した全ての業務について、遅滞なく、以下の内容を掲載した業務完了報告書を作成し、宮崎県に提出すること。

- ・業務の実施状況、成果
- ・得られた知見

#### （2）成果品

受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく当該目的物（紙媒体1部及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）1枚）を宮崎県に引き渡すこと。

#### （3）著作権等の帰属

受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、動画データ等）を無償で自由に二次利用できるものとともに、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとし、成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受託者の責任において、宮崎県が上記のとおり利用することについて、当該第三者から許諾を得ること。

### 4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 5 その他

- （1）2（2）業務内容に記載の各業務について、スケジュール等を宮崎県と協議の上、事業を実施すること。
- （2）2（2）業務内容②記載の業務の実施において必要がある場合は、情報資産を外部へ持ち出すことができる。当該業務以外で情報資産を外部へ持ち出す場合は、業務委託契約書第15条の規定に基づき、県の許可を得ること。
- （3）宮崎県が事業実施状況の報告を求めた場合は、適宜対応すること。
- （4）本業務の遂行に当たっては、宮崎県が実施する「特定技能外国人マッチング支援事業」との相乗効果を図るため、必要に応じて当該事業の受託者と情報共有を行うなど、円滑な連携に協力すること。なお、業者決定後に、県から双方の受託者へ連絡先等を通知する。

- (5) 本事業のスケジュールは下記のとおりを予定している。
  - ・令和8年4～6月 事業の周知及び連携する介護事業者の募集
  - ・令和8年7～8月 海外現地における宮崎で介護職員として働くことのPRの実施
  - ・令和8年7～令和9年1月 SNS等を用いた発信
- (6) 本事業の実施に係る会計関係書類を整備し、事業完了後5年間保管すること。また、事業完了後を含め、県が行う監査や国の会計検査等の対象となった場合には検査に協力すること。
- (7) 委託業務の遂行に関し、業務責任者を定めることとし、業務遂行体制を明らかにすること。
- (8) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議を行うこと。

以上